



10 00 12 00

14 00 16 00

18 30 20 30



3611

3617

092-471-6331

(別添)

平成 24 年 9 月 14 日

～ 『立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）』に対する関係住民からの意見を聴く場』の開催について～

国土交通省九州地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討について」（国河計調第 6 号 平成 22 年 9 月 28 日）に基づく、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」による立野ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成 24 年 9 月 11 日の「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第 3 回）」における検討を踏まえ、「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。この報告書（素案）に対する意見を聴く場を開催しますので、関係住民の方のご意見をお聴きかせください。なお、お聴きしたご意見については、内容を確認の上、今後の検討の参考にさせていただきます。

「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

※上記「報告書（素案）」については、下記「8. 閲覧又は資料の入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

白川流域内である熊本市、菊陽町、大津町、西原村、南阿蘇村、阿蘇市、高森町に在住の方

- ・お住まいの市町村に関わらず、いずれの会場にご参加頂いても構いません。
- ・意見を聴く場は、公開で行いますので傍聴も可能です。
- ・報告書（素案）は、下記「8. 閲覧又は資料の入手の方法」によりご覧頂くことができます。

開催日時：平成 24 年 9 月 22 日（土）10：00～12：00（受付開始 9：30）

開催場所：市民会館崇城大学ホール（大会議室）

〒860-0805 熊本市中央区桜町 1 番 3 号

開催日時：平成 24 年 9 月 23 日（日）14：00～16：00（受付開始 13：30）

開催場所：大津町中央公民館（大会議室）

〒869-1234 熊本県菊池郡大津町引水 62

開催日時：平成 24 年 9 月 24 日（月）18：30～20：30（受付開始 18：00）

開催場所：南阿蘇村役場 久木野庁舎（集会ホール）

〒869-1411 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰 145-3

※各会場への詳細については別紙－1，2，3のとおり

- ・報告書（素案）に対して意見の発表を希望される方は、次のいずれかの方法で申し込み下さい。
方法①：事前申し込み（平成 24 年 9 月 20 日（木）18 時必着）
別紙－4「応募用紙」により、下記のとおり、郵送・FAX・電子メールのいずれか

の方法でご提出ください。

方法②：回収箱への投函（平成24年9月20日（木）まで）

別紙－6「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」の閲覧場所において、別紙－4「応募用紙」にご記入の上、閲覧場所に置いてある回収箱へ投函ください。

方法③：会場で申し込み

上記「3. 意見を聴く場の開催日時、開催場所」の会場受付で、意見の発表のご希望があることを係の者に申し出下さい。

※ご意見の発表の順番は、事前申し込み頂いた方（方法①）、回収箱へ投函された方（方法②）を優先致します。

※「応募用紙」は、以下の国土交通省九州地方整備局ホームページからも入手できます。

URL:[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/jyumin-iken\(tateno\)/jyumin-iken.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/jyumin-iken(tateno)/jyumin-iken.html)

- (1) 郵送の場合：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
国土交通省九州地方整備局 河川部河川計画課
- (2) F A Xの場合：092-476-3470
- (3) 電子メールの場合：tatenodam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp
(件名に、「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見を聴く場」と明記してください。)

- ・会場にお越しの際は、会場受付で受付をお願いします。
- ・報告書（素案）に対して意見の発表を希望される方は、上記「3. 意見を聴く場の開催日時、開催場所」の会場受付で、意見の発表のご希望があること、または、事前申し込み済みであることを係の者に申し出下さい。なお、その際には発表の順番をお伝えしますのでご確認ください。
- ・傍聴は30名程度とし、会場に入りきれない場合は、先着順とさせていただきます。

- ① ご意見をお聴きするのに先立ち、報告書（素案）の概要説明を行います。（30分程度）
- ② ①の後、意見の発表をご希望の方は、受付の際にお伝えする順番で発表をお願いします。
- ③ 意見の発表にあたっては、別紙－5の「報告書（素案）」に対するご意見の発表にあたっての留意事項」をご確認の上、発表をお願い致します。

報告書（素案）を下記の方法で閲覧または入手して頂くことができます。

○インターネットによる閲覧または資料入手

- ・インターネットによる閲覧または資料入手をされる場合は、国土交通省九州地方整備局ホームページをご覧ください。

[立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）掲載アドレス]

URL:[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan\(tateno\)/soan.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan(tateno)/soan.html)

○閲覧場所での資料の閲覧

閲覧期間：平成24年9月28日（金）まで

- ・閲覧場所で資料を閲覧される場合は、別紙－6の「報告書（素案）」の閲覧場所について」に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用下さい。
- ・閲覧場所に備え付けの閲覧資料は、貸し出しができませんのでご了承ください。

- ・意見を聴く場は、原則公開です。
- ・写真撮影等は冒頭の挨拶までとします。ただし、当日の議事内容によっては変更する場合があります。

○立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

これまでの「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/kensyo-tateno.html>

<問合せ先>

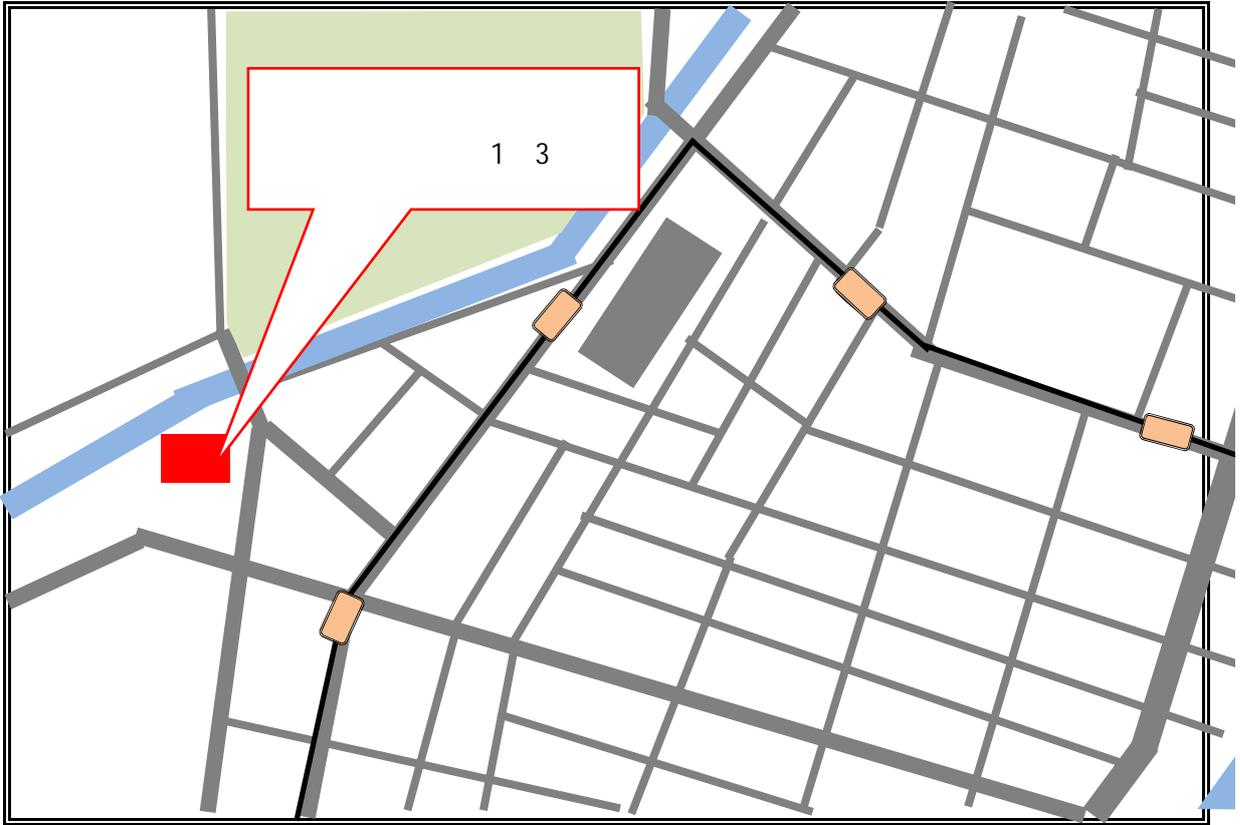
国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

課 長 みじもと 藤本 ゆうすけ 雄介 (内線 3 6 1 1)

建設専門官 いしばし 石橋 ひろし 浩 (内線 3 6 1 7)

電 話 : 092-471-6331

[Empty rectangular box]

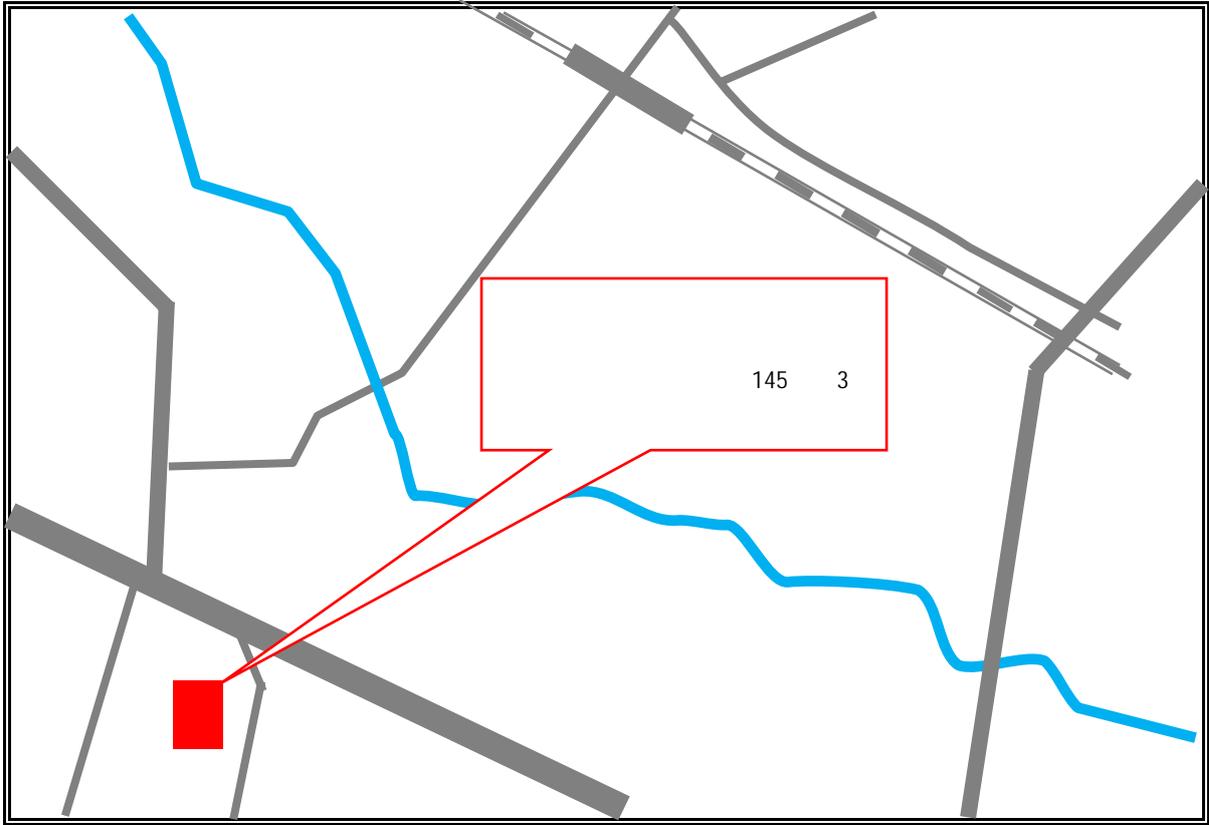


1 3

096-355-5235

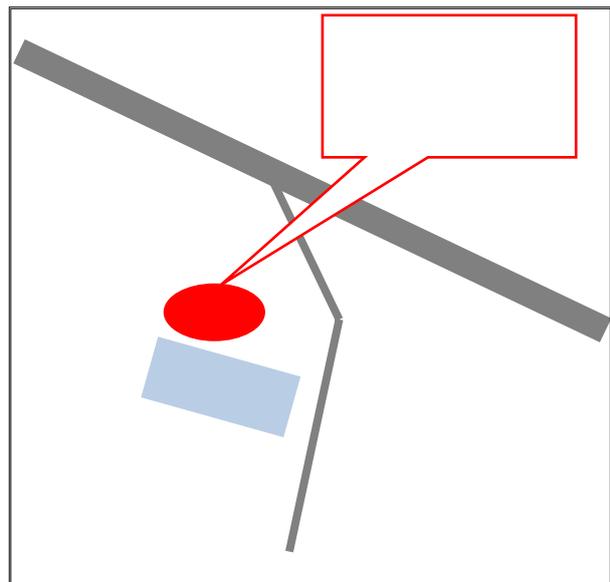
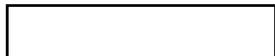
[Empty rectangular box]

[Empty rectangular box]



145 3

096-67-2073



立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）
に対する関係住民からの意見を聴く場
～ 応募用紙 ～

（受付番号：_____）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

国土交通省九州地方整備局
河川部河川計画課 宛

「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり応募します。

（ふりがな）

氏名 _____

住所 熊本県 _____ 市・町・村

年代（○で囲んで下さい） 10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上

性別（○で囲んで下さい） 男性 ・ 女性

【意見の発表を希望する会場】（希望される会場をいずれか1つ○で囲んで下さい）

会場： ①熊本市会場 ②大津町会場 ③南阿蘇村会場

※よろしければ、連絡先、及び述べられたいご意見の要旨（次ページ）を200文字以内でご記入願います。記入がなくても応募には影響しません。

連絡先：電話番号 _____

「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に 対するご意見の発表にあたっての留意事項

「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、白川流域内である熊本市、菊陽町、大津町、西原村、南阿蘇村、阿蘇市、高森町に在住の方からご意見をお聴きするものです。

（発表にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき 3 会場のいずれか 1 会場において 1 回とします。
- 2) 意見の発表は、お一人につき 5 分程度で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
- 3) 意見の発表時間は、全体で 90 分程度としています。
- 4) 意見の発表を希望される方の数によっては、発表時間等を調整させて頂く場合があります。
- 5) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 6) 関係住民の皆さまからいただいたご意見については、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 7) 述べられた内容については、後日確認をすることがあります。
- 8) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。

（公表）

- 1) 意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。

()

			1 12-1	
			8-55	
			6 18-1	
			3 11-63	
			1-1	
			1272-10	
			1233	
			2800	
			2402	
			504-1	
			2168	
			145-3	
			3574	
			1495	
			3259	